

広田 博志 様

お返事をいただきありがとうございます。

9月27日付けのお手紙、確かに拝見いたしました。

また、個人情報部分開示決定通知書に関する異議申立書についても、確かに受領いたしました。お考えは理解させていただいたつもりです。

確かに就学猶予願いを出され、結論の出ていない段階において、来年度の就学に向けた話し合いを提案したことは、配慮を欠いていたかもしれません。

しかしながら、我々としましては、明理さん本人の状況を十分把握し、解決に向けて精一杯知恵を出していきたいと思っております。どうぞ御理解をいただき、早期にその機会を設けさせていただきたいと思っております。

なお、異議申立書について、必要とされている申立人の年齢や処分庁の教示の有無についての記載がございましたが、他の書類により確認することが可能でしたので、補正はお願いせずに収受をさせていただきましたことを御承知おきいただければと思います。また、対応については、現在検討中でありますことを申し添えます。

朝夕はめっきり涼しくなりました。お風邪など召さぬよう、お身体御自愛ください。

平成23年10月14日

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県教育局県立学校部

特別支援教育課長 佐藤 裕之

